

医療機関へ支払った医療費が高額になったとき

1ヶ月（月の初日から末日まで）の医療費で限度額を超えた分は高額療養費として払い戻されます。払い戻しには申請が必要です。印鑑（認印）、領収書、振込先の分かるものを持って申請をしてください。限度額は70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人では異なります。

●70歳未満の人の場合

所得区分	3回目まで	4回目以降（過去1年間）
一般	80,100円＋医療費総額が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
上位所得者	150,000円＋医療費総額が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
住民税非課税世帯 ※1	35,400円	24,600円

※1 所得の申告のない場合も上位所得者とみなされます。

ひとつの世帯で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分があとから支給されます。

自己負担額の計算方法

- ・同じ医療機関でも、歯科は別計算。また、外来と入院も別計算。
- ・2つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算。
- ・入院したときの食事代や保険がきかない差額ベッド料などは支給の対象外。

70歳以上75歳未満の人は、病院・診療所・歯科の区別なく合算します。

計算例：父（65歳）、母（63歳）、子（40歳）、非課税世帯（限度額35,400円）の場合

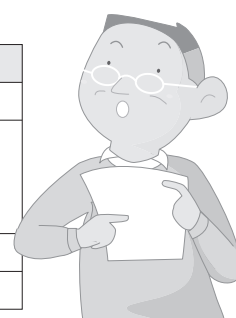
同一月内に、父が外来でA病院に25,000円を支払い、母が入院でB病院に30,000円を支払い、子が外来でC病院に10,000円を支払った場合。

- ・子がC病院に支払った10,000円は、21,000円を超えていないため、高額療養費の合算対象外。
- よって、25,000円＋30,000円－35,400円（限度額）＝19,600円（高額療養費として支給）

●70歳以上75歳未満の人の場合

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者 ※	44,400円	80,100円＋医療費総額が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% ※4回目以降（過去1年間）は44,400円
低所得者Ⅱ ※	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ※	8,000円	15,000円

※詳しくはお問い合わせください。



被保険者証は身分証明証の代わりになります！

被保険者証を紛失または盗難にあった場合は、悪用される被害を防ぐためにも、直ぐに警察へ届出をしてください。

なお、被保険者証の再発行は、市役所健康推進課の窓口へお越しください。

※ 手続きには、印鑑（認印）が必要です。

● 問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎ 82-4147